

## 近江八幡市エンディングノート作成仕様書

### 1. 発行の形態

#### (1) 近江八幡市エンディングノート

人生の終末期に備えて、介護・福祉・医療サービスに関する情報をわかりやすく掲載し、高齢者自身が治療・介護・葬儀などについて自分の希望などを記したノート

#### (2) 発行の方法

冊子の製作及び納品にかかる全ての費用は協働発行事業者が負担し、無償で市に提供する。

#### (3) 対象年度

令和8(2026)年度版

### 2. 冊子の制作期間及び納品日、配布期間

(1) 制作期間 令和8年7月1日から令和8年11月30日まで

(2) 納品日 令和8年11月30日

(3) 納品先 近江八幡市役所(近江八幡市桜宮町236番地)

(4) 配布期間 第1期 令和8年12月1日～令和9年11月30日(1年間)

※ただし、協働発行事業者と協議の上、変更することができる。

### 3. 冊子の配布方法

(1) 近江八幡市役所及び安土町総合支所の窓口

(2) 市内医療機関

(3) その他、必要に応じてコミュニティセンターなど高齢者が利用する施設の窓口

### 4. 規格及び作成部数

(1) 冊子規格 A4判冊子、中綴じ・左開き製本

(2) 紙質 表紙 マットコート90kg

本文 マットコート90kg

(3) ページ数 「5. 冊子の内容」を参照

(4) 刷り色 4色フルカラー

(5) 広告量 全誌面の30%以内

(6) 部数 2,000部

### 5. 冊子の内容

(1) 全体 24ページ程度

(2) 紙面割り ・表紙

- ・エンディングノートの目的と書き方についての説明
- ・自分のこれまでの人生とこれからの人生についての記入欄
- ・自分に何かあったとき、家族や医療介護関係者にどうしてほしいかの記入欄及びそれに関する制度の紹介
- ・広告：全誌面の30%以内

※広告主の協賛金により無償提供された旨を説明すること。

(3) 冊子の仕様 事前に市と協議し、承認を受けた後に制作しなければならない。

## 6. 協賛企業広告について

- (1) 広告主、広告内容については、近江八幡市広告事業実施要綱(平成22年近江八幡市告示第55号)、近江八幡市広告事業掲載基準及び近江八幡市広告入りエンディングノートの協働発行に関する取扱要綱(令和8年近江八幡市告示第188号)を遵守すること。
- (2) 右上に「広告」のクレジットを入れるなど、行政情報と広告が混同しないように配慮すること。なお、広告の掲載位置に関しては、市と協働発行业業者の協議の上、決定するものとする。
- (3) 広告内容については、近江八幡市広告事業実施要綱の基準に基づき、近江八幡市広告審査会において事前に審査し、冊子への掲載を決定する。審査により指摘された事項については適切に反映しなければならない。万が一、適切に反映されていない広告が掲載された場合は、当該冊子を回収し、代替の冊子を市に提供しなければならない。
- (4) 協働発行业業者は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告主であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。
- (5) 協働発行业業者は次に掲げる広告主を優先して掲載するものとする。
  - ①国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
  - ②民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの
  - ③その他の民間事業者

## 7. 苦情処理等

- (1) 協働発行业業者は、近江八幡市広告事業実施要綱第8条第1項に基づき、当該広告に関する一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたることとする。
- (2) 協働発行业業者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し不適当な状況が生じた場合は、速やかに市に文書で報告するものとし、その対応については市と協議の上決定するものとする。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行う。
- (3) 協働発行业業者は冊子の納品後に生じた事情により冊子の継続利用に不都合が生じた場合は、その後の対応について市と協議の上決定するものとする。

## 8. その他

- (1) 形状、色、広告内容等の冊子の仕様については、事前に市と十分に協議すること。  
なお、市の業務内容等を冊子に記載する場合は、市の指示に従うものとする。
- (2) 文字校正 2 回以上及び色校正 1 回以上を完了し、市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
- (3) 市からの提供情報については市が、それ以外の情報については協働発行业者が著作権を持つ。市が著作権を持つページについては、市ホームページに掲載するため、PDF 形式にてデータ納品すること。
- (4) 本事業において取得した情報は市の許可を得た上で、協働発行业者が転載できるものとする。ただし、著作権及び著作者人格権を侵害しない範囲での転載とする。
- (5) 提供された冊子及び PDF については、協働発行业者の許可を得て市にて無償で活用できることとする。
- (6) 多くの人が利用可能であるようユニバーサルデザインを採用し、情報を取得しやすいように配慮すること。

## 9. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 福祉保険部 長寿福祉課

電話：0748-31-3737 FAX：0748-31-2037 E-mail：010840@city.omihachiman.lg.jp